

# 支給の手続きが始まりました

## 事業概要

令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯や令和4年1月以降に予期せぬ理由で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

A household whom below is eligible for 50,000yen benefit.  
A household whom all family members have low income and not required to pay resident tax for FY2022. (a tax-exempt household)  
A household whom income of all family members has decreased due to unexpected reasons.

## 支給額

一世帯あたり5万円です。  
給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。  
※手続き期限：令和5年1月31日**(必着)**

## 支給対象となる世帯

以下のいずれかにあてはまる世帯が対象です。



① 世帯全員の令和4年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯(住民税非課税世帯)※

令和4年9月30日時点で住民登録のある市区町村から  
**確認書が届きます(要返送)**  
10月25日から順次発送しています。

② 令和4年1月以降の収入が減少し**「住民税非課税相当」**の収入となった世帯 (家計急変世帯)

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。  
申請書は、豊島区電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金窓口(区役所本庁舎1階)のほか、東・西区民事務所、区民ひろばで配布。区ホームページからダウンロードも可。



※住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成されている世帯は除く。

## 支給時期

豊島区が確認書(または申請書)を受取した日から4週間程度で指定の口座に振り込まれます。ただし、書類に不備がある場合や申請が混みあった場合などは、さらに日数を要する可能性があります。ご了承ください。

## 申請窓口

豊島区電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金窓口 区役所本庁舎1階(南池袋2-45-1)  
開設時間 平日午前9時~午後5時(12/29~1/3を除く)

## DV(ドメスティック・バイオレンス)等避難中の方へ

DVなどで住民票を動かさず、豊島区に避難している方も、受給できる可能性があります。  
住民票上の世帯主が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV保護命令と収入要件)を満たせば、受給することができます。

給付金を受給するためには、現在お住まいの市区町村での**手続きが必要**です。  
給付金を受給する手続きについては、問い合わせてください。